

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の「一般ガスこんろ」は、液化石油ガスを燃料とする家庭用及び業務用のこんろであって、次の「ガス消費量による対象範囲」及び「形態による対象範囲」に該当するものが対象となります。

#### ガス消費量による対象範囲

液化石油ガスの消費量の総和が14キロワット（ガスオーブンを有するものにあって、21キロワット）以下のものであって、こんろバーナー1個当たりの液化石油ガスの消費量が5.8キロワット以下のもの。

#### 形態による対象範囲

煮炊きなど行うため、「ごとく」を備えたもの。

（補足説明）

上記のとおり、鉄板焼き器等であって、「ごとく」を備えていないものは対象外となります。ただし、鉄板焼き器等であっても、機体の一部に「ごとく」も備えているものや、鉄板等に変えて「ごとく」による使用が可能なものは対象となります。

（注）カセットボンベを使用するものは、[「カートリッジガスこんろ」](#)の説明をご覧ください。